

鹿児島工業高等専門学校学生の休学に関する細則

第1条 この細則は、鹿児島工業高等専門学校学則第21条及び第22条に基づき、学生の休学について定めるものである。

第2条 学生は、病気その他特別の事情により3か月以上継続して就学することができないときは、校長の許可を得て、休学することができる。

第3条 校長は、学生が病気その他の理由により、3か月以上継続して就学することが適当でないと認めたときは、休学を命ずることができる。

第4条 休学をした年度数は、修業年限及び在学年数にこれを加えないものとする。

第5条 休学の期間は、休学許可当月の属する学年度とし、次学年度にこれを継続することはできない。

次学年度に継続する場合は、学年当初において、改めて校長の許可を得なければならない。

第6条 休学を許可された者の授業料については、学則第36条並びに授業料及び寄宿料免除等に関する規程の定めるところによる。

第7条 休学を許可されていた者が、休学後3か月を過ぎて、休学理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。

第8条 休学を許可されていた者が、休学後3か月经過前に学業に復帰（以下「復帰」という。）しようとするときは、校長に休学許可の取り消しを申し出て、許可を受けなければならない。

2 前項により復帰を許可されたときは、その者に対し休学として許可されていた期間を欠席扱いとする。

3 第1項により復帰を許可された者は、直ちに所定の授業料等を納付しなければならない。

第9条 休学をした者の当該学年度の教育課程の再履修については、学則第14条の規定を準用する。

第10条 校長の承認する海外留学生については、休学許可当月の属する学年度を休学とする。留学が次学年度にわたるときは、休学年度の4月から休学時までの「鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則」に定める学業成績評価の内容を次年度の当該期間のものに読み替えることができる。ただし、留学許可期間が一年を超える場合は、別に審議の上取り扱いを決定する。

第11条 休学の願い出は毎学年度12月24日を期限とする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月10日から施行する。